監査結果に関する措置状況報告書

報　告　番　号：報告監27の第９号
監 査 の 対 象：平成26年度定期監査等　区役所及び市民局所管の事務のうち、安全及び災害対策等に関する事務
所　管　所　属：阿倍野区
通知を受けた日：平成27年６月22日

指摘No.	指摘の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日（予定日）
２（２）	消防設備点検結果報告書の確認や実地調査を行ったところ、各施設の消防設備について、防火管理者が選任されているにもかかわらず、以下の状況が見受けられた。 ・エレベーター昇降路内に設置されている自動火災報知器について、点検が困難な場所であることを理由に、平成17年度の設置当初から法定点検を実施していない。 ・２階大会議室の非常時避難口については、屋内からの解錠に鍵が必要であることから、非常時において施設使用者が即時に解錠して避難することができない。 ＜改善勧告＞ 日常から火災予防上の自主点検を行い、また、火災が発生した場合でも、消防設備が適正に稼働し、適切な避難誘導を行うことにより市民の安全が確保されるよう、阿倍野区役所は、以下の諸点に直ちに取り組むべきである。 １．防火管理者は、現在放置されている消防設備の不具合を速やかに解消するとともに、消防設備の不具合が発生した場合にその状況を把握し、是正する仕組みを構築すること。	（是正内容） ・エレベーター昇降路内の自動火災報知器の点検について、消防設備点検業務委託の発注元である都市整備局と連携して、平成27年7月3日の消防設備点検時に当該箇所の点検を実施する。 ・平成27年3月20日に、２階大会議室の非常時避難口について、屋内からは手動にて解錠できるように錠の交換を行った。 ・防火管理者は、消防設備点検を利用して消防設備の不具合の箇所の有無と対応方法について状況の確認を行う。 （再発防止策） ・消防設備に不具合が発生した場合に、状況を把握し、是正するためのフロー図を作成し、状況確認を行うとともに、状況に応じて都市整備局・阿倍野消防署とも連携しながら、早急に不具合解消ができる仕組みを構築した。	措置中	（平成27年７月３日）
３（１）	阿倍野区庁舎における停電時の電源供給状況を確認したところ、以下のような状況が見受けられた。 ・　発電設備は停電時に自動的に運転開始となる設計であるが、誤作動時に実施する応急対応方法を記載したマニュアルを作成していない。 ・　停電時に使用可能な非常用コンセントの位置が明示されていない。 （その後、監査期間中に非常用コンセントの位置を把握した） ＜改善勧告＞ 災害発生時において地域防災の活動拠点として機能するよう、阿倍野区役所は、以下の点に直ちに取り組むべきである。 １．災害発生時における応急活動の際に必要となる通信機器等の設備について適切な配置計画となっているかを確認し、非常用コンセントの位置を表示すること ２．発電設備について応急対応マニュアルを整備するとともに定期的な訓練を実施すること。 ３．平時から災害発生時における応急活動についての基本的な備えを進め、実効性のある防災対策を構築すること。	（是正内容） ・平成27年３月28日の全館停電時に発電装置を利用して災害発生時における応急活動の際に必要となる通信機器等の設備について適切な配置計画となっていることを確認するとともに、非常用コンセントの通電状態について確認し、非常用コンセントについては表示を行った。 ・また同日、災害発生時における応急活動訓練として発電設備を総務課の職員で保守点検業者と共に始動させ運転訓練として実施した。今後も毎年同様の訓練を継続して行う。 ・平成27年３月31日に発電設備が自動運転しなかった場合の対応マニュアルを作成し庁舎管理担当（総務課）内で説明会を行い共有化を図った。 （再発防止策） ・発電設備に関する取扱説明書は存在するが、担当者がその存在を把握できていない状況となっていたため、保管場所を事務室内へ変更した。引き続き毎年実施する全館停電を利用しての発電装置の状況確認等を災害発生時における応急活動訓練と位置付け、新たに作成したマニュアルを用いて実施する。	措置済	平成27年３月31日